

4. 幼児期の教育・保育の提供体制のあり方

(1) これまでの取組と現状

本市における就学前の子どものための幼児教育・保育は、公立と私立の幼稚園・保育所がそれぞれの制度のもとで子育て世帯のニーズに応じるための取組を進めてきましたが、急速に進行する少子化や核家族化に加え、女性の社会進出による共働き世帯の増加など、子育て世帯を取り巻く環境の変化に起因した社会的な背景のもと、「質の高い幼児期における教育・保育の総合的な提供」、「保育の量的拡大・確保と教育・保育の質的改善」などの課題に対処するため、平成27年4月から子ども・子育て支援新制度が施行され、市町村は「子ども及びその保護者が置かれている環境に応じて、子どもの保護者の選択に基づき、多様な施設又は事業者から、良質かつ適切な教育及び保育その他の子ども・子育て支援が総合的かつ効率的に提供されるよう、その提供体制を確保すること」（子ども・子育て支援法第3条第1項第3号）とされました。

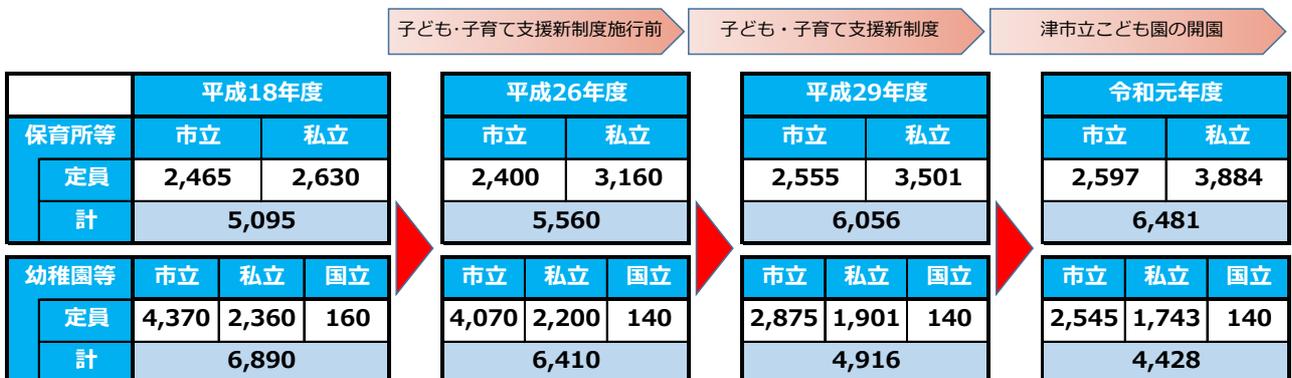
これを受けて、平成27年度から5か年を期間とした第1期計画においては、就労形態の多様化や子育て環境の変化などに伴った、子育て世帯の保育ニーズの高まりに対応するため、保育提供量の拡大に取り組むこととし、私立保育所の施設整備や私立幼稚園の認定こども園への移行に対する支援に加え、公立保育所と幼稚園の一体化による認定こども園整備を進めてきました。

その結果、待機児童は年度当初ではゼロを維持しているものの、年度途中には80から90人台が発生する状況の解消には至っていません。

その一方で利用者が減少し続けている公立幼稚園においては、引き続き適正な集団規模の維持・確保に向けた方策を講じて、これまで培ってきた幼児教育の継承を行っていく必要があります。

さらに、令和元年10月からは幼児教育・保育の無償化が実施され、令和2年度以降に子育て世帯が及ぼす保育需要への影響から、その動向によってはさらなる対応が速やかに必要となることも想定されます。

教育・保育施設の定員の推移



※定員・利用人数の数値は、保育所等は4月1日現在、幼稚園等は5月1日現在
 ※保育所等→ 保育所、地域型保育事業（事業所内保育・小規模保育）、認定こども園（保育認定部分）
 ※幼稚園等→ 幼稚園、認定こども園（教育認定部分）

(2) 教育・保育の提供体制と施設の整備の方向性

(公立：国立を除く。以下同じ。)

① 公立と私立の調和による提供体制の整備

保護者の経済的な負担軽減を図る少子化対策として、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化によって、子育て世帯の利用施設の選択は家庭的な事情等を背景としながらも保護者の意向がより反映しやすい状況となっています。

依然として保育提供量の拡大が必要な状況にある中、私立の保育所や幼稚園等には、これまで通りそれぞれの特性を活かし、保護者のニーズに応えていけるよう体制整備に必要な支援に取り組むものの、一方においては、少子化がさらに進行している状況から、将来的な経営安定化のための基盤確保も重要な課題と言えます。

このように保護者の施設利用に係るニーズが流動化している状況にあって、今後も待機児童ゼロを維持していくためには、子育て世帯を取り巻く社会的な要因を背景とした保護者のニーズを的確に把握し、保育所、幼稚園、認定こども園等を通じて必要な教育・保育が確実に提供できるよう、本計画期間中においても、公立と私立の調和のもと、市全体を見通した保育所、幼稚園及び認定こども園等の運営に留意しながら公立の施設は、そのニーズの充足に対応するため私立の施設と連携し、かつ両立を基本とした提供体制の整備に取り組む必要があります。

② 公立幼稚園のあり方

公立幼稚園では、これまで長年にわたって、幼児一人一人の成長発達に合わせた教育実践を積み重ねるとともに、家庭教育の推進や地域・小学校等との連携に力を注ぎながら、本市の幼児教育を担ってきました。また、私立幼稚園においては、各園の特色や教育方針を活かした幼児教育を行い、保護者のニーズを柔軟に受け入れながら、時代の変化に対応した運営を行っています。

そのような中で、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、今後は更に、公立・私立幼稚園ともに、それぞれの教育内容の一層の充実を図り、子どもを中心に据えた質の高い幼児教育を実践していくことが求められます。

一方で、少子化や保育ニーズの高まりによる公立幼稚園の園児数の減少が顕著に見られ、今後は更に、幼児教育・保育の無償化による影響が一段と大きくなることが想定され、公立幼稚園の運営をめぐる状況は極めて深刻化することが考えられます。

このことから、今後は公立保育所や認定こども園における教育・保育の提供体制との整合を図るとともに、私立幼稚園等との連携について留意しながら、本市における公的な幼児教育の提供体制の再構築を早める必要があります。その際は、公立幼稚園において、これまで積み重ねてきた幼児一人一人の成長発達に合わせたきめ細やかな教育実践や、研修の積み重ねに裏打ちされた系統的な教育内容を、地域の実情や私立幼稚園等との連携について留意しながら、公立幼稚園・認定こども園での幼児教育に反映していきます。

ア 公立幼稚園としての再編

これまでの公立幼稚園としての実績を引き継ぎながら、地域における公的な幼児教育の提供施設としての役割を果たすため、公立幼稚園を取り巻く地域の実情や今後の就学前子どもの見込みなどを考慮した上で、今後も公立幼稚園として質の高い幼児教育を行っていきます。その際は、必要な施設改修を行うとともに、施設利用に対する保護者ニーズを踏まえた幼児教育の提供環境や体制について検討を行います。

一方で、様々な要因から公立幼稚園として運営継続が困難であると判断される場合は、休園の措置を経て近隣の公立幼稚園との統合を図ることで閉園に向けた整理を行います。

イ 認定こども園への再編

公立幼稚園では1号認定子どもを対象に、地域の公的な教育施設としての役割を果たしていますが、こうした保護者ニーズに応えながらも園児数が減少している課題に対処していかなければなりません。

そのため、それぞれの公立幼稚園を取り巻く地域の実情等を踏まえ、就園状況等一定の条件を見極めながら、多様な生活スタイルの幼児同士が学び合える適正規模の環境として、2号認定子どもや3号認定子どもと共に、連続した育ちを支えていくことのできる認定こども園への再編を進め、地域における公的な幼児教育の再生・継承を図ります。

この公立認定こども園では、これまで公立の幼稚園と保育所が培ってきた幼児教育と保育を融合させ、より質の高い教育・保育を提供します。

③ 公立保育所の施設環境の維持

子育て世帯による保育ニーズの高まりから、さらなる保育提供量の拡大が必要な状況にあって、公立保育所は昭和40年代に建築が進められたものも多く、築40年以上のものが大半で施設の劣化が著しく進行しています。

私立の教育・保育施設の状況などを踏まえ、幼保連携型認定こども園を整備するため公立幼稚園との一体化を図るもののほか、引き続き公立保育所としての機能を果たすことが必要な施設については、計画的に長寿命化のための改修を行い、保育提供環境の維持を図ります。

④ 公立の幼保連携型認定こども園の整備

第1期計画において「平成31年度までに5施設の整備をめざします。」とした公立の幼保連携型認定こども園は、平成30年度に3施設、令和元年度に1施設が開園し、令和2年度から開園する1施設と合わせて5施設を整備してきました。

また、その間も増大し続ける保育需要に対応するため、私立の幼稚園や保育所による認定こども園への移行や新設に対する支援を行い、令和元年度末時点で私立の幼保連携型認定こども園は15施設となっています。

しかし、前述のとおり本市における保育提供環境は、待機児童の発生について年度当初はゼロを維持しているものの、保護者の希望と提供体制が合致していないこと等から、多くの子どもが“空きを待つ、状況にあり、年度途中には待機児童が発生する状況の解消には至っ

ていません。

一方、公立幼稚園においては、これまでも近隣の園との合同保育、休園を経た統廃合や保育所との一体化による認定こども園への移行などにより、適正な集団規模の確保・維持を図り、幼児教育環境の改善に取り組んできましたが、前述のとおり公的な幼児教育に対する保護者ニーズへの対応等、今後の提供体制のあり方を整理していかなければなりません。

これらの状況に対処していくとともに、依然として少子化が進行している中、保育の担い手たる人材の確保に困難が増している状況や幼児教育・保育の無償化による保育ニーズへの影響にも柔軟に対応できる体制が求められています。

第1期計画では、私立の保育所・幼稚園への施設整備や認定こども園移行のための支援に加え、公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めましたが、今後も見込まれる子育て世帯の保育ニーズに応じていくためには、さらなる保育提供量の拡大が必要であるため、引き続き私立施設への財政支援を行いつつ、私立の施設との両立を基本に公立の幼保連携型認定こども園の整備を進めます。

また、前述のとおり地域における公的な幼児教育へのニーズに応じていくため、その提供環境を改善し、質の高い幼児教育の再生と継承を図る方策として、小規模化した公立幼稚園と近接する公立保育所を一体化した幼保連携型認定こども園を整備し、より質の高い幼児教育を提供する体制の再編に取り組めます。

なお、第2期計画においては、令和6年度までにこのような公立の幼保連携型認定こども園が2施設程度整備できるよう目指します。

(3) 待機児童対策と保育士・保育教諭の確保

これまで、公立・私立施設は相互に連携を図りながら、本市における待機児童対策としての定員確保と併せて幼児教育・保育の充実に向け資質の向上を図ってきました。

待機児童解消を図り、円滑な保育施設の提供環境を実現するためには、保育提供量の拡大のための施設の整備等によるハード面の対策と、保育士確保というソフト面での対策の両面から進めていく必要があります、それと併せて保育の質の向上も欠くことができません。

保育士確保策としては、私立の保育所・幼稚園等への運営経費の給付を通じた保育士等の処遇改善に引き続き取り組めます。

また、私立保育所等との共同により「保育士職場復帰セミナー」を継続的に開催するとともに、潜在化した保育士の復職に支障となっている要因の一つに挙げられる、就労時間帯など復職の条件に対応できる就労支援を検討するなど保育士の確保に努めます。

(4) 教育・保育の質の向上

保育の質の向上においては、平成30年4月から適用されることとなった現在の保育所保育指針、幼保連携型認定こども園教育・保育要領及び幼稚園教育要領においては、3歳以上の幼児教育について共通の記載となっており、全ての就学前児童がいずれの施設を利用した場合でも同一の指導が受けられることとされたことを受け、保育所・幼稚園・認定こども園・地域型

保育事業における教育・保育を通して、全ての子どもに人間形成の基盤となる心情・意欲・態度を育むため「津市幼児教育・保育カリキュラム」をもとに一人一人の子どもの育ちを支援する質の高い教育・保育の提供が行われるよう取り組みます。

また、専門的な知識と技術を高めるための職員研修を実施し、一人一人の子どもの願いを聞き届ける職員としての資質の向上に努めます。

そのため、公立、私立や施設の種別にかかわらず共通した課題である保育者の専門性の向上を図るため、教育・保育に関する専門性を有する指導主事、幼児教育アドバイザーの配置・確保等に向けた検討を行い、伝統と実績のある幼児教育の継承と本市における就学前の子どものための施設全体の幼児教育・保育の質の向上を目指します。